

## 短時間労働者雇用管理改善等助成金制度の見直しについて

- 短時間労働者雇用管理改善等助成金については、短時間労働者の均衡処遇を進める事業主に対する支援を行うため雇用福祉事業及び労働福祉事業として実施してきたところであるが、今般、雇用保険法等の一部改正により、雇用福祉事業が廃止され、労働福祉事業も内容の見直しが行われること、また、パート労働法も改正が予定されていることから、その見直しを行うこととしている。
- 具体的には、雇用保険法等の一部改正に伴い、雇用福祉事業として実施している短時間労働者雇用管理改善等助成金については廃止し、改正パート労働法案が成立した場合、その一部施行（19年7月1日）に合わせて、事業主の均衡処遇の推進や転換の推進を支援するためのものとして、雇用安定事業として新たな助成金を支給することとする。
  - ※ 労働福祉事業の見直しに伴い、必要な省令改正（労働条件確保事業に係る分の見直し）も雇用保険法等の一部改正法の施行に合わせて実施。

○ この新たな助成金制度の概要は以下のとおりである。

中小企業事業主団体向け（助成要件／支給額）	
正社員とパート労働者との均衡処遇を推進するための制度導入について、傘下企業に対する中小企業診断士等による個別指導等の支援事業を2年にわたり実施した場合	各年度の目標達成度合い等に応じ、年1,000万円を上限
事業主向け（助成要件／支給額）	
パート労働者の仕事や能力に応じた処遇について、正社員と共通の評価・資格制度等を設けた上で、実際に格付けされたパート労働者が1名以上出た場合	50万円
パート労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパート労働者が1名以上出た場合	30万円
パート労働者から正社員への転換制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合	30万円
短時間正社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合	30万円
正社員との均衡を考慮した能力開発制度を設け、実際に能力開発を行った場合	30万円
パート労働者の健康診断（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診）制度を設けた上で、その利用者が1名以上出た場合	30万円